

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等に関する容積率の特例認定
概 要	建築基準法第52条第6項第3号では、住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等の部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、容積率の限度を超えることができる旨が規定されています。
根拠法令等 及び条項	・建築基準法第52条第6項第3号 ・建築基準法施行規則第10条の4の2第1項 ・建築基準法第52条第6項第3号認定取扱要綱 ・建築基準法第52条第6項第3号認定申請の手続き要領 （上記要綱・要領については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）
審査基準	■緑化 敷地内に確保される空地においては、建築物と調和した緑化を施すこと。原則として、敷地内歩道については、適切な間隔で高木を植樹すること。 ■空地率 空地率＝$1.15 - C$（C：法第53条の規定による建築物の建ぺい率の限度） ■歩道の整備 建築物の敷地面積が2,000平方メートル以上の場合、原則として建物の主たる出入口に通じる前面道路に、その接する部分の全てにわたって幅員2.5m以上の歩道を設けること。 ただし、その道路に既設歩道がある場合は、その接する部分の全てにわたって既設歩道と一体となった歩道を設け、あわせて2.5m以上の幅員を確保すること。 上記記載のほか、「建築基準法第52条第6項第3号認定取扱要綱」、「建築基準法第52条第6項第3号認定申請の手続き要領」を必ずご確認ください。
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、認定申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥27,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000332154.html
備 考	・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。